

請願書の提出について

熊本県議会事務局

1 はじめに

議会に対する請願は、憲法が認める権利で、個人、団体を問わず、また、年齢その他の制限もなく、誰でも、どのような内容でも請願することができ、請願したことにより差別等を受けることはありません。

ただし、司法権の独立を侵すような請願や市町村議会の県議会に対する請願はできないなどの例外があります。

2 請願のしかた

(1) 議員の紹介

- ・請願には、現職の県議会議員 1 人以上の紹介が必要です。

【注意事項】

請願書に紹介議員の署名が必要となります。

(2) 請願書

- ・請願は文書で提出してください。請願書は、別紙の書式例(A 4 縦 横書き)を参考にして日本語文で作成してください。
- ・1つの請願書に1つの課題とし、課題の異なるものは、それぞれ別の請願書を作成の上、提出してください。
- ・要件を備えていない請願書は受理できません。担当者の指示に従って必要な補正を行って提出してください。

【注意事項】

国への意見書の提出を求める請願については、請願書と併せて意見書の案をできるだけ添付し提出してください。

(3) 締切り

- ・締切りは、毎定例会の一般質問最終日の3日前です。できるだけ早目に提出していただくようお願いします。
- ・締切り以降に提出されたものは、次の定例会で取り扱われることとなります。

(4) その他

- ・付託される委員会において請願の趣旨説明を希望される場合は、請願書の提出時にその旨を申し出てください。

3 請願の取扱い

受理された請願は、本会議において、その内容に応じた所管の常任委員会又は特別委員会に付託され、委員会において審査されます。委員会での審査結果は、本会議で報告され、本会議において、採択とするか不採択とするかが議決されます。

4 結果の通知

審議の結果（採択、不採択、継続審査）は、文書により請願者に通知します。ただし、内容によっては、慎重に審議を行うため会期をまたがり（継続審査）、結果が出るのが遅くなる場合があります。

また、議員の任期中に結果が出ない場合もあります。その場合は、審議未了となり、必要があれば改めて請願書を提出していただくことになります。

5 取下げについて

提出した請願の取下げを希望される場合は、取下申出書の提出が必要です。その際の取下申出書には、紹介議員の署名が必要です。

【参考】 請願書記載の「請願者の住所及び氏名」の個人情報の取扱いについて

① 請願書(写し)の議員と報道関係者及び傍聴者への配付

請願(写し)は、請願受付終了後に各会派及び無所属議員へ配付し、その後、付託委員会では、全委員に配付する。なお、報道関係者及び傍聴者へは、請願文書表を配付する。

② 請願文書表への記載と配付

「請願者の住所及び氏名」の情報は、請願文書表（＝請願書の受理番号、請願者の住所及び氏名、請願の要旨、紹介議員の氏名及び受理年月日を記載したもの）に記載し、同表は、委員会付託日に本会議場で全議員に配付し、後日『熊本県議会会議録』に掲載している。

③ 熊本県議会ホームページにおける取扱い

熊本県議会ホームページでは、「請願者の住所及び氏名」が記載されていない請願文書表を掲載して、公表している。

④ 情報開示請求時の取扱い

受付後の請願書及び請願文書表について、熊本県情報公開条例に基づく開示請求があった場合は、同条例第7条第1項第2号アの「慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」に該当するものとして、請願者の住所及び氏名を含む全部を開示している。